

2026年度（令和8年度） 補助制度の改正内容について

神戸市住宅耐震化促進事業

2026年4月1日開始

① 補助限度額を 115万円に増額

増額の対象は

大地震に耐える改修を行う

戸建住宅の耐震改修工事

- ▶ 大地震に耐える改修 木造の場合、上部構造評点1.0以上に改修
- ▶ それ以外の住宅は、R7年度の内容から変更はありません

② 兵庫県住宅再建共済制度 (フェニックス共済)への**加入が不要**に

補助金交付申請書の申請日が適用日になります

2026年10月1日開始

③ 新耐震基準の木造住宅を 補助対象に追加

追加される住宅は

**2000年5月31日までに着工された
在来軸組構法の木造住宅で
2階建以下のもの**

- ▶ 9月30日までの補助対象は旧耐震住宅(戸建住宅、長屋住宅等)です
- ▶ 旧耐震住宅(戸建住宅、長屋住宅等)は10月以降も補助対象です

- 受付期間
補助金交付申請：2026年4月2日～2027年1月15日
- 完了期限
完了実績報告：2027年2月15日（厳守）

■ 2026年10月 補助対象となる住宅が拡充します

神戸市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱 – 抜粋 – (令和8年4月1日改正、10月1日施行)

2026年9月30日まで適用	2026年10月1日から適用
<p>(対象となる住宅の要件等)</p> <p>第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条第2号に定めるもののほか次の各号すべてに適合する戸建住宅、共同住宅及び長屋住宅とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 神戸市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。) であること</p> <p>(2) 原則として、次のいずれにも該当しない住宅であること</p> <p>ア 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられている住宅</p> <p>イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅</p> <p>ウ 神戸市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱（令和2年4月10日建築住宅局長決定）第2条第3号に規定するマンション</p> <p>2 耐震診断は、建築士法第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。</p> <p>3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 神戸市マンション管理の適正化の推進に関する要綱（令和2年12月22日、建築住宅局長決定）第4条第1項の届出の対象となる住宅は、同条の規定による届出を行っていること。</p>	<p>(対象となる住宅の要件等)</p> <p>第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条第2号に定めるもののほか次の各号すべてに適合する戸建住宅、共同住宅及び長屋住宅とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 神戸市内に所在する次のア、イのいずれかに該当する住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。) であること。</p> <p>ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 変更なし</p> <p>イ 平成12年5月31日以前に着工された在来軸組構法の木造住宅で階数2以下のもの 補助対象に追加</p> <p>(2) 原則として、次のいずれにも該当しない住宅であること</p> <p>ア 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられている住宅</p> <p>イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅</p> <p>ウ 神戸市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱（令和2年4月10日建築住宅局長決定）第2条第3号に規定するマンション</p> <p>2 耐震診断は、建築士法第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。</p> <p>3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 神戸市マンション管理の適正化の推進に関する要綱（令和2年12月22日、建築住宅局長決定）第4条第1項の届出の対象となる住宅は、同条の規定による届出を行っていること。</p>